

2018年6月1日

株式会社キャンディル

代表取締役社長 林 晃生

問合せ先： 管理部門担当取締役 藤原 泉 03-6862-1701

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新生クレアションパートナーズ 2号投資事業有限責任組合	3,218,100	67.04
林 晃生	800,000	16.67
株式会社 TRA キャピタル	305,400	6.36
株式会社アスク	96,000	2.00
キャンディルグループ従業員持株会	78,000	1.62
佐藤 一雄	57,000	1.19
玄々化学工業株式会社	56,600	1.18
大槻 慎二	38,700	0.81
阿部 利成	17,500	0.36
藤本 剛徳	15,500	0.32

支配株主名	新生クレアションパートナーズ2号投資事業有限責任組合
-------	----------------------------

親会社名	なし
------	----

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	9月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社は、関連当事者等取引管理マニュアルを定め、関連当事者等取引に該当する取引を行う場合は、少数株主の利益を阻害することが無いように、独立社外取締役も参画した取締役会において当該取引の必要性や合理性、取引条件の妥当性について審議のうえ、取引の承認を得ることとしております。</p>
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
辻 智史	他の会社の出身者							○				
大竹 俊夫	他の会社の出身者								△			
大浦 善光	他の会社の出身者								△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻 智史		当社の株式の 67.04%を保有する新生クレアシオンパートナーズ 2号投資事業有限責任組合の出資者であるプロジェクト BLUE 投資事業有限責任組合の無限責任組合員クレアシオン・キャピタル株式会社の常務取締役であります。また、新生クレアシオンパートナーズ 2号投資事業有限責	企業に対する長年のコンサルティング業務の経験と実際の企業経営者としての経験から、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレートガバナンスの強化に寄与

		任組合の無限責任組合員新生クレアシオンパートナーズ株式会社の50%株主であるクレアシオンキャピタル株式会社の常務取締役であります。	していただくため、社外取締役として選任いたしました。
大竹 俊夫	○	株式会社 LIXIL グループ関連企業に1969年～2014年まで役員として勤務しておりました。当社グループは、株式会社 LIXIL グループに対して、リペアサービス等のサービスを提供しており、年間取引額は127百万円（2017年9月期実績）であります。当該取引金額は、当社グループの年間売上高の1.06%であり、当社の業績に与える影響は限定的と判断しております。	株式会社 LIXIL グループの代表執行役副社長、株式会社 LIXIL の代表取締役社長など長年の経営者としての経験と、当社と関係の深い建設業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有しており、それらの経験と見識から当社の経営全般に対する助言をいただくため、社外取締役に選任いたしました。
大浦 善光	○	野村証券株式会社の関連企業に、1977年～2008年まで役員として勤務しておりました。当社グループは、野村証券株式会社と株式上場に関するアドバイザリー契約を締結しておりましたが、年間支払額は5百万円（2017年9月期実績）と、当社の業績に与える影響は限定的と判断しております。	複数の多様な企業の経営に携われ、それらの経験から他業界からの視点で幅広い意見・助言をいただくため、社外取締役に選任いたしました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人、内部監査室は、三様監査会議を四半期に1回開催し、相互の監査計画の交換並びに説明・報告、定期的面談の実施による監査環境等当社グループ固有な問題点の情報の共有化、棚卸及び支店監査の立会い等を連携して行い、監査の質的向上を図っております。

さらに、監査役及び内部監査室は、監査役内部監査室連絡会議を毎月開催し、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告、業務の効率性の状況、会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等を連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古川 静彦	他の会社の出身者													
津村 美昭	公認会計士													
飛松 純一	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古川 静彦	○	—	上場企業での経理、子会社経営管理、内部監査等の豊富な業務経験と長年の監査役としての経験を有しており、財務会計、経営、法務、監査についての幅広い見識を当社の監査体制に活かしていただくことを期待し、社外監査役として選任いたしました。
津村 美昭	○	—	公認会計士の資格を保有しており、企業会計等に関する豊富な知識と幅広い経験ならびに企業監査における豊富な実績と高い見識を有していることから社外監査役に選任しております。
飛松 純一	○	—	弁護士資格を保有しており、企業法務に関する豊富な知識と幅広い経験を有していることから社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気向上を目的にストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役,社内監査役,従業員,子会社の取締役,子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社及び子会社の取締役、監査役、従業員の業務に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

—

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、役員室及び管理部門が行っております。また、常勤監査役が非常勤監査役との間で適宜情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき、重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。また社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

経営会議

取締役5名、監査役1名、部長6名の合計12名で構成されております。代表取締役社長を議長とする業務執行上の意思決定補助機関として設置し、この会議での議論を参考として、業務執行上の最終的な意思決定を行っております。当社はこれらにより、業務執行に関する情報の共有化及び事業展開の方向性や理解の統一化を図り、業務執行の効率性・機動性を適切に確保しております。

監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。常勤監査役 1 名及び非常勤監査役 2 名で構成されており、3 名ともに社外監査役であります。監査役会は毎月 1 回定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催いたします。取締役の職務の執行が法令・定款を遵守して行われているかどうかを監査することを目的としております。

内部監査室

代表取締役社長直轄の「内部監査室」を設置し、定期的に各部門が法令・規程・ルールを遵守しているか等の内部監査を実施しております。その他緊急を要する事項等については、その都度機動的に対応しております。

リスク管理委員会

グループ各社社長、当社常勤取締役、常勤監査役、内部監査室長により構成され、リスク管理のグループ全社的推進及びリスク管理に必要な情報共有を図ることを目的としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、重要な意思決定を取締役会が担い、業務の適法性・適正性監査を担う監査役会による、取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、また、社外取締役 3 名、社外監査役 3 名を選任し、公正・中立的な立場からの業務執行の監督及び取締役会に対する監視機能を強化するため、現状のコーポレートガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたり、集中日を回避して開催日を設定するように留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。

招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。
-----------------	-----------------------

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、検討すべき事項として考えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的に開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	未定
IR 資料をホームページ掲載	IR サイトを新設し、ホームページ上に掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	IR に関する担当部署は、総務部法務・広報課としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後、検討すべき事項として考えております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、以下の基本方針を定めております。</p> <p>1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。 ・取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、そ

れに従い職務執行しているかを監督する。

- ・取締役は、他の取締役と情報を共有し、相互に業務執行の監督を行う。
- ・取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び文書管理規程等の社内規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
- ・社内関連規程は、必要に応じて適時見直しを行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・代表取締役社長は、リスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ・リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等の社内規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止等の対応を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを取締役会規程に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ・取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ確かな経営情報把握に努める。

5. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理は子会社担当取締役ならびに経営企画部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役は、監査役の職務を補助する使用人を置くように求めることができる。
- ・当該監査役の職務を補助する使用人は、監査役を補助すべき期間中は監査役の指揮を受けるものとし、取締役の指揮命令は受けない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- ・取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議における決定事項、重要な会計方針、会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求める。

9. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・代表取締役社長は、管理部門担当取締役をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進、維持する。
- ・万が一、コンプライアンスに反する事態が発生した場合は、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- ・取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるようにコンプライアンス管理規程を定める。
- ・当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路のほか、直接相談できる社内外相談窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定めるとともに、財務報告に係る内部統制規程を制定し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ・当社は、反社会的勢力の団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力との関係遮断の基本方針」を定めるとともに、反社会的勢力対応規程を制定し、当社総務部を主管部署として、グループ全社を挙げて反社会的勢力の排除に取り組む方針を打ち出しております。

当社は、さらに公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び地区特防協に加盟し、研修会への参加等を通じて情報を収集するとともに、地域警察や特防協加盟企業との反社会的勢力排除に向けた社外ネットワークを構築しております。

社内体制といたしましては、反社会的勢力対応規程に加え、グループ全社に適用するマニュアルとして、反社会的勢力対応マニュアルを策定し、グループ全社員に周知し、運用を開始しております。同マニュアルには、取引先等が反社会的勢力に該当していないことを確認する方法や、契約書への暴排条項の導入や反社会的勢力排除に関する覚書の締結など、当社が業務上実践すべき事項を具体的に定めております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

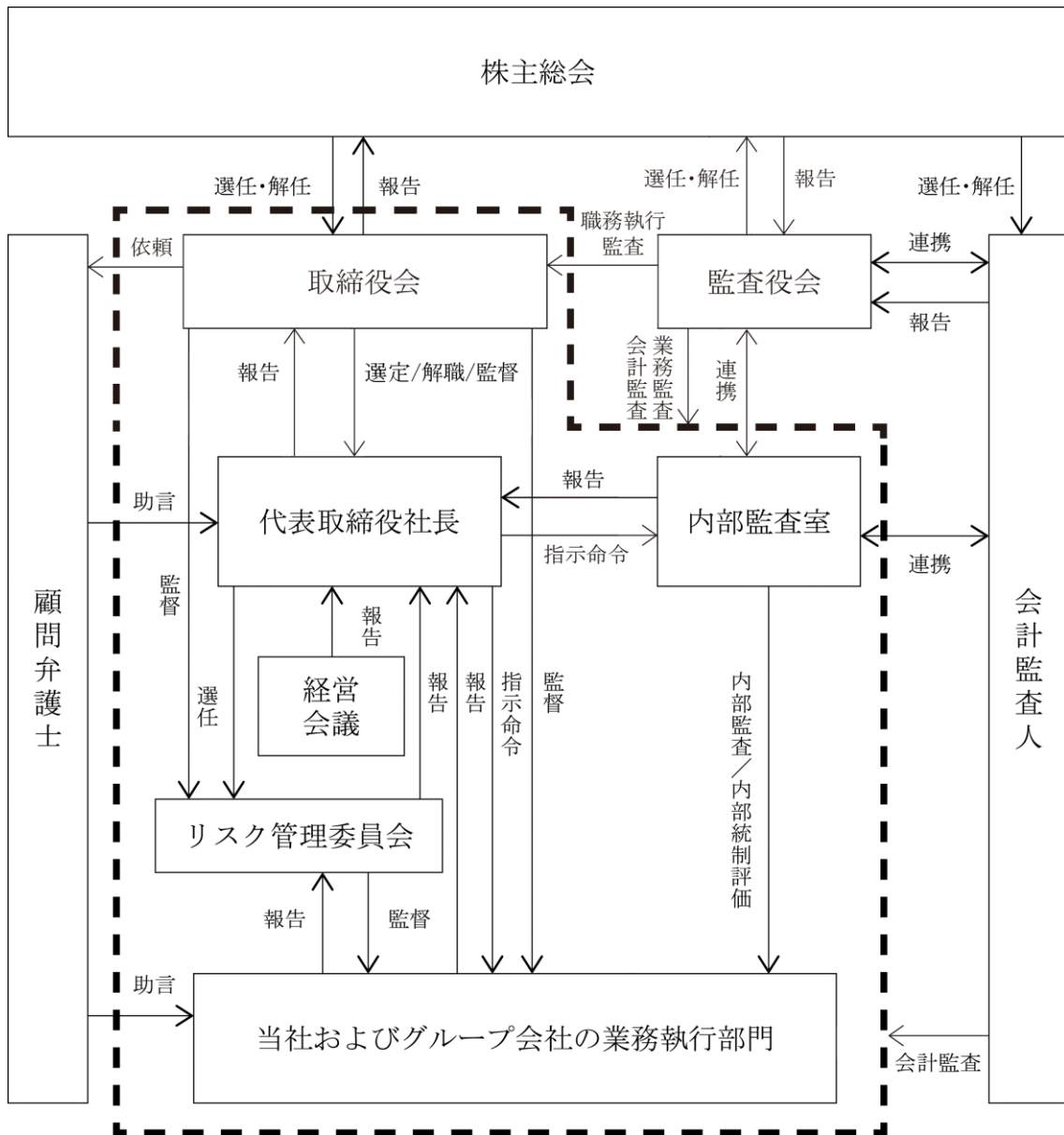
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付いたします。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

＜当社に係る決定事実・決算情報＞

〈1〉	〈2〉	〈3〉	〈4〉	〈5〉	〈6〉	〈7〉
管理部門	総務部	管理部門担当取締役	代表取締役	取締役会	監査役	適時開示
取締役会決議事項・決算情報等の取纏め	有価証券上場規程による開示要否の判断	情報取扱責任者による内容の確認	取締役会への上程	議案審議	開示有無に関する意見陳述	

＜子会社に係る決定事実・決算情報＞

〈1〉	〈2〉	〈3〉	〈4〉	〈5〉	〈6〉	〈7〉
子会社	管理部門	総務部	管理部門担当取締役	代表取締役	監査役	適時開示
取締役会における決定又は決算報告	子会社の決定事実・決算情報等の取纏め	有価証券上場規程による開示要否の判断	情報取扱責任者による内容の確認	取締役会への上程	開示有無に関する意見陳述	

＜当社及び子会社に係る発生事実＞

〈1〉	〈2〉	〈3〉	〈4〉	〈5〉	〈6〉	〈7〉
各部・子会社	管理部門	総務部	管理部門担当取締役	代表取締役	監査役	適時開示
重要事実の発生	発生事実に係る重要情報の取纏め	有価証券上場規程による開示要否の判断	情報取扱責任者による内容の確認	執行責任者による内容の確認	開示有無に関する意見陳述	

以上